
はじめに

1 景観とは

本計画において、景観とは、山地、河川、田畑、建物、道路などで構成される総合的な眺めと、そこから受ける心象であると考えます。

また、景観は、長い年月をかけて自然環境が変化するなかで、農村や都市における人の活動が積み重なってできた、町の歴史や文化の表れとも言えます。

良好な景観形成に取り組むことによって、次のような効果が期待できます。

- 良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく印象付けるものであり、町民の地域への愛着やふるさとの意識を育みます。
- 潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献するとともに、観光をはじめ、地域内外の交流を活発にする役割を担います。
- 良好な景観形成は、目に見えてわかりやすいまちづくりであるという点から、町民、事業者、行政の協働による地域活動を盛んにしていくことが期待されます。

2 計画策定の背景

国において平成 16 年に景観法が制定されて以来、景観法を活用した景観形成の取組が全国的に広がってきています。

本町では、平成 6 年に「長泉町都市景観形成ガイドプラン」を策定し、景観に配慮したまちづくりを進めてきました。

近年は、道路などの社会資本整備が進むとともに、街並みが大きく変化してきています。また、富士山の世界文化遺産登録、伊豆半島ジオパーク構想、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組が進むなか、誇りや愛着を持って住み続けられる町にしていくために、今まで以上に町民、事業者、行政による積極的な景観形成が求められています。

このような状況のなか、良好な景観形成に積極的に取り組んでいくため、平成 25 年 12 月 1 日に長泉町は景観行政団体¹になりました。平成 27 年に「長泉町景観条例」、「長泉町景観形成基本計画」、「長泉町景観計画」を策定し、景観形成に取り組んできましたが、計画策定から 5 年が経過したことから、関連計画や社会動向の変化などを考慮し、計画の一部を変更することとしました。

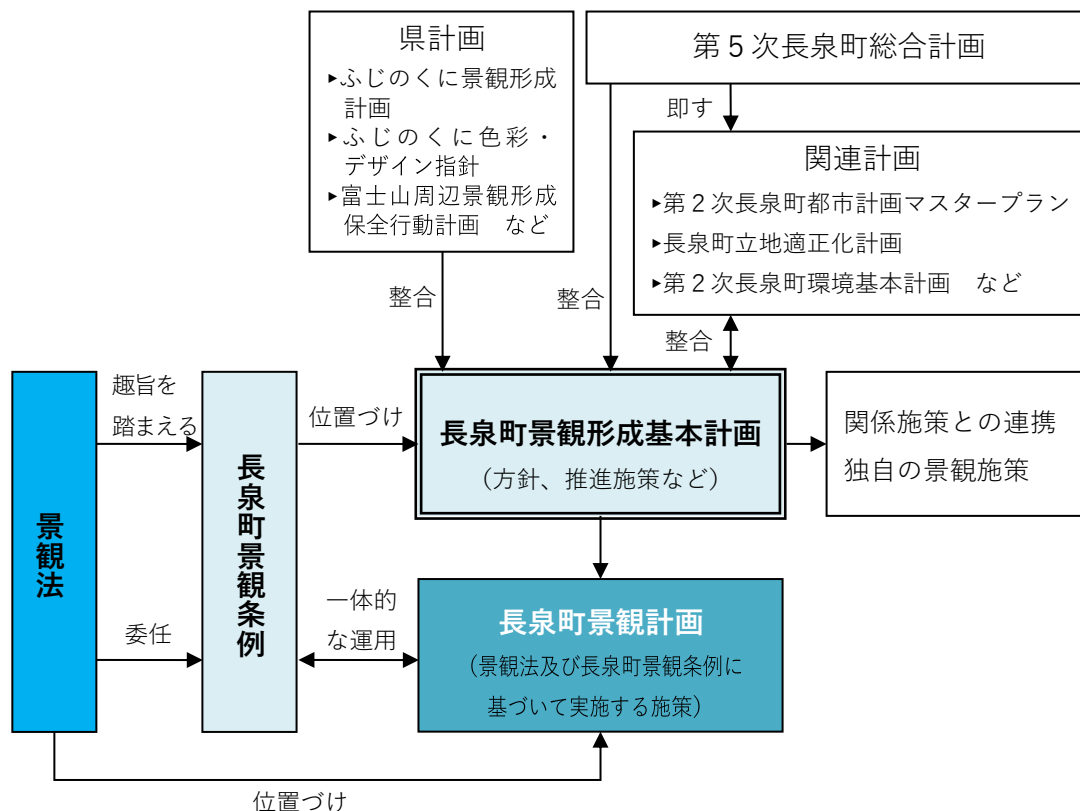
¹ 景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のこと。良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を定めることができ、条例で必要な規制を設けることもできる。

3 計画の目的と位置づけ

本計画は、富士山、愛鷹山、駿河湾の眺望、鮎壺の滝などの自然の景観、身近な街並みや緑などの景観を町民の共有財産として認識し、町民、事業者、行政が協働で地域の特性を生かした景観形成を推進していくことを目的としています。

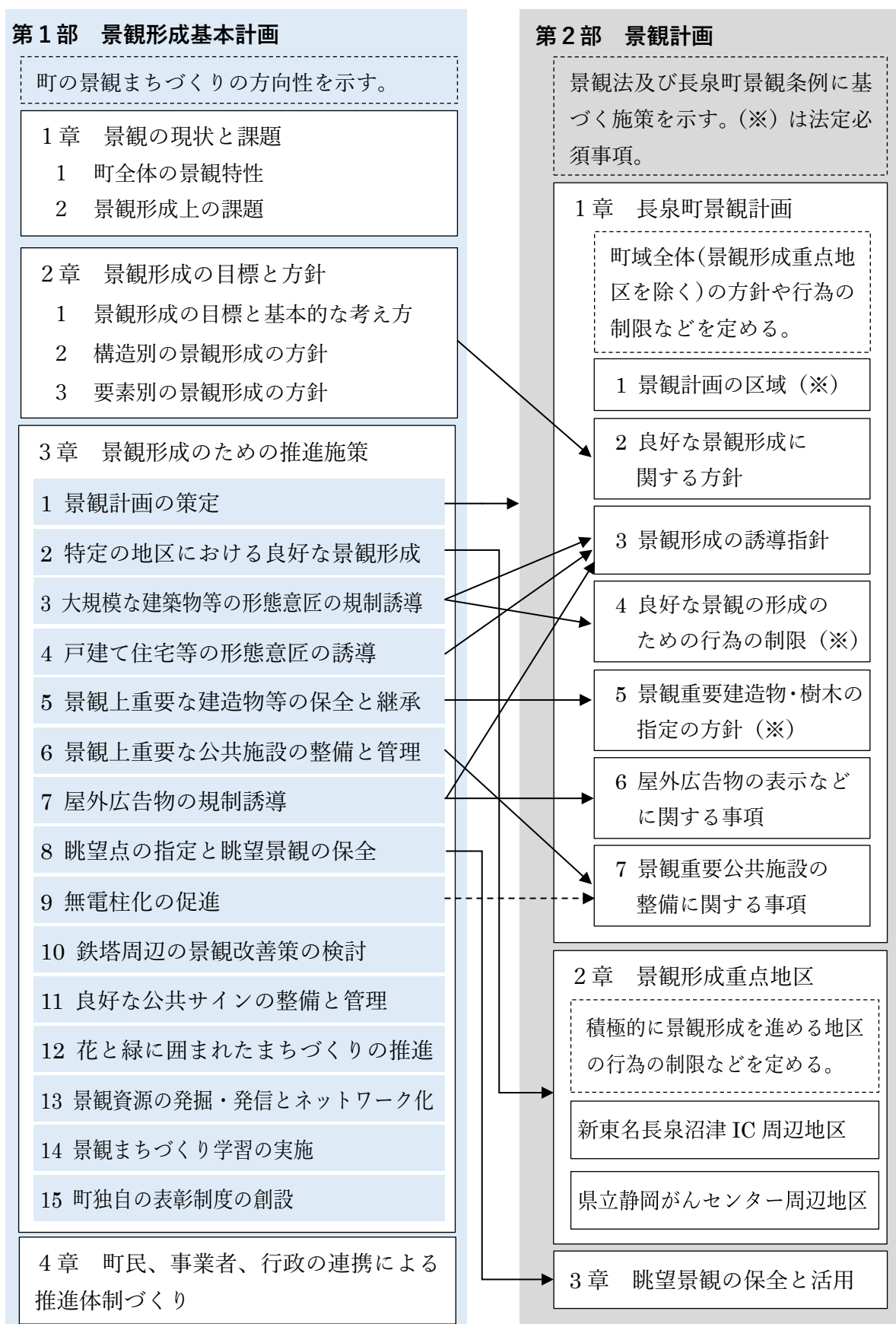
[本計画の位置づけ]

- 「長泉町景観形成基本計画」（以下「景観形成基本計画」）は、「長泉町景観条例」に基づき、本町の景観まちづくりの方向性を示し、町、町民及び事業者の共通の指針として定めるものです。
- 「長泉町景観計画」（以下「景観計画」）は、景観法に基づき、法的根拠を備えた施策を実施するための計画です。「長泉町景観条例」第9条では、景観計画は基本計画に即して定めるものとしています。
- 「第5次長泉町総合計画」に掲げる、快適な生活空間を実現するための計画のひとつです。
- 都市機能が集積した地域拠点の形成などについて定めた「第2次長泉町都市計画マスタープラン」をはじめ、まちづくりに関する計画との整合を図ります。



4 計画の構成

本計画は、町全域を対象とした計画です。



はじめに